

平成 19 年 3 月 5 日

各 位

会社名 イーシステム株式会社
(コード番号: 4322)
代表者名 代表取締役社長 渡辺 博文
問合せ先 取締役 大西 浩之
(TEL. 03-3516-9259)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成19年3月27日開催予定の第13回提示株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、第 2 条に事業目的を一部追加するものです。
- (2) 本店移転のため、第 3 条を変更するものです。
- (3) 今後の機動的な資本政策の実行性を確保するため、第 5 条を変更するものです。
- (4) ガバナンス機能強化のため、第 17 条を変更するものです。
- (5) 経営監視機能強化のため、第 25 条を変更するものです。
- (6) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次の通り所要の変更を行うものであります。
 - ① 定款に定めがあるとみなされる事項についての規定を新設するものであります。
 - ・ 取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定(第 4 条)
 - ・ 株式に係る株券を発行する旨の規定(第 7 条)
 - ・ 株主名簿管理人を置く旨の規定(第 9 条)
 - ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(第 14 条)
 - ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものです。(第 22 条)
 - ④ 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任免除及び社外取締役の責任限定に関する規定ならびに監査役の責任免除及び社外監査役の責任限定に関する規定を新設するものであります。(第 24 条)
なお、取締役の責任免除及び社外取締役の責任限定に関する規定の新設につきましては、監査役会の同意を得ております。
 - ⑤ その他、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、イーシステム株式会社と称し、英文では、E-SYSTEM CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータの製造、輸出入、販売および賃貸 2. コンピュータのソフトウェアの研究、開発、実施許諾、輸出入、販売および賃貸 3. コンピュータ関連の書籍、雑誌等の印刷物の出版ならびにコンピュータ関連のテープソフトおよびディスクソフトの制作および販売 4. 人材の教育、訓練、指導および育成 5. コンピュータによる企業経営の分析および経営コンサルタント業務 6. 労働者派遣事業 7. 有料職業紹介事業 8. 通信販売業 <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>9. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. (現行どおり) 9. <u>EC (電子商取引) 事業に関するコンサルタント業務</u> 10. <u>EC (電子商取引) 事業に関するマーケティング支援業務</u> 11. <u>化粧品の販売</u> 12. <u>雑貨の販売</u> 13. <u>不動産の売買、交換、賃貸借およびその仲介ならびに所有、管理および利用</u> 14. <u>企業間の取引の斡旋および仲介</u> 15. 前各号に付帯する一切の事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>500,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録ならびに株券喪失登録の手続、その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株原簿の記載または記録ならびに株券喪失登録の手続、その他株式および端株に関する取り扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項その他本定款に定めがある場合の他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(機関)</p> <p><u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、1,799,900株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>取締役会の決議により市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式、端株および新株予約権に関する<u>取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u> (招集者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役会長または取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主に限る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第14条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日とする。</u> (招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u> (招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u> (決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主1名に限る。</p> <p>② <u>前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)</p> <p>第15条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(選任)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員によりまたは任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役または退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第17条 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第18条 取締役会長および取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>② 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から代表取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会)</p>
<p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>② 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>
	<p>第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第21条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第23条 <u>監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第24条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第25条 当社の<u>営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、毎営業年度末日に決算を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第26条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第30条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 <u>当社は、取締役会の決議をもって監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第32条 当社の<u>事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第26条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第27条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第28条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第34条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u></p>

以上